

教育委員会会議 定例会

平成 29 年 7 月 12 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 14 号 山梨県教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令
- 第 15 号 山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について
- 第 16 号 山梨県図書館協議会委員の委嘱について
- 第 17 号 山梨県スポーツ推進審議会委員の委嘱・任命について

2 報 告 事 項

な し

3 その他報告

な し

議案第 14 号

山梨県教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令

提案理由

公印を使用することができる者を明確にし、公印の押印を必要とする際に記入する公印押印管理簿を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

訓令の概要

教育庁総務課

題 名	山梨県教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令
趣 旨	公印を使用することができる者を明確にし、公印の押印を必要とする際に記入する公印押印管理簿を整備する。
内 容	<p>1 訓令改正の背景等</p> <p>過日、知事部局で判明した公印に係る不適正事務処理事案を踏まえ、所要の改正を行い再発防止を図る必要がある。</p> <p>2 訓令改正の内容</p> <p>(1) 特別な理由がある場合を除き、管守責任者等以外は、公印を使用することができないことを明確に規定する。</p> <p>(2) 公印の使用を必要とするときに記載する公印押印管理簿（第一号様式）の整備を行う。</p> <p>(3) その他規定の整備を行う。</p>
施行期日	公布の日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

庁中一般

教育事務所

埋蔵文化財センター

県立図書館

県立美術館

県立博物館

県立考古博物館

県立文学館

県総合教育センター

県立学校

山梨県教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

山梨県教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令

山梨県教育委員会公印管理規程（昭和三十一年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

2 前項第一号の規定による印影の保存は、公印台帳を保存することにより行う。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第一項中「で当該文書」を「又は公印を表示しようとする文書の材質・形状その他の理由により公印を押印することができない場合で、当該文書」に、「代える」を「代えようとする」に改め、同条第二項中「用紙（）」を「文書（）」に、「印影刷込用紙」を「印影刷込用紙」に、「つど」を「都度」に、「貸与し、その印刷に立ち会わなければ」を「貸与するとともに、印刷後には返納させなければ」に改め、同条を第七条

とし、第五条を第六条とする。

第四条第一項中「堅固な容器に納め、執務時間外、週休日及び休日においては、その容器（容器にかぎのある場合は、その相かぎの容器。以下同じ。）に封印（私印をもつてするものとする。以下同じ。）をしておかなければ」を「鍵のかかる堅固な容器に納め、これを保管しなければ」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第五条とする。

第三条第三項を削り、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（公印の使用）

第三条 公印を使用することができる者は、第四条第一項に規定する管守責任者又は山梨県教育庁行政文書管理規程（平成十八年山梨県教育委員会訓令甲第二号）第五条第一項若しくは山梨県立学校処務規程（昭和三十六年教育委員会訓令甲第四号）第二十条の五第一項に規定する文書管理主任とする。

2 前項に規定する者（以下この項において「管守責任者等」という。）以外の者は、

公印を使用してはならない。ただし、管守責任者等が不在で急施を要するときその他の特別な理由がある場合は、第四条第一項に規定する管守責任者の指定する者は、管守責任者等に代わつて公印を使用することができるものとする。

3 公印の使用を必要とするときは、公印押印管理簿（第一号様式）に必要な事項を記入した上、発送文書に決裁済文書を添えて前二項に規定する者に提出して押印を受けるものとする。

第一号様式を次のように改める。

第一号様式（第3条関係）

公印押印管理簿

（所属名）

公印名	押印数	所属	担当者	文書番号	文書件名	確認印 決裁済 確認者	（所属名）		押印日
							発送文 書確認 者	押印者	

第二号様式及び第三号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。

第五号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に、「(A) - (B) + (C)」を「(A) - (B) - (C)」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>(公印の使用)</p> <p>第三條 公印を使用することができる者は、第四條第一項に規定する管守責任者又は山梨県教育庁行政文書管理規程(平成十八年山梨県教育委員会訓令第二号)第五條第一項若しくは山梨県立学校処務規程(昭和三十六年教育委員会訓令第四号)第二十條の五第一項に規定する文書管理主任とする。</p> <p>2 前項に規定する者(以下この項において「管守責任者等」という。)以外の者は、公印を使用してはならない。ただし、管守責任者等が不在で急施を要するときその他の特別な理由がある場合は、第四條第一項に規定する管守責任者の指定する者は、管守責任者等に代わつて公印を使用することができるものとする。</p> <p>3 公印の使用を必要とするときは、公印押印管理簿(第一号様式)に必要な事項を記入した上、発送文書に決裁済文書を添えて前二項に規定する者に提出して押印を受けるものとする。</p>	<p>(管守責任者)</p> <p>第三條 公印を管守する者(以下「管守責任者」という。)は、本庁にあつては総務課長、教育事務所及び埋蔵文化財センターにあつてはその長、学校その他の教育機関(県立図書館、県立美術館、県立博物館、県立考古博物館、県立文学館及び県総合教育センターを除く。)にあつてはその長、県立図書館、県立美術館、県立博物館、県立考古博物館及び県立文学館にあつては副館長、県総合教育センターにあつては副所長とする。ただし、</p>
<p>(管守責任者)</p> <p>第四條 公印を管守する者(以下「管守責任者」という。)は、本庁にあつては総務課長、教育事務所及び埋蔵文化財センターにあつてはその長、学校その他の教育機関(県立図書館、県立美術館、県立博物館、県立考古博物館、県立文学館及び県総合教育センターを除く。)にあつてはその長、県立図書館、県立美術館、県立博物館、県立考古博物館及び県立文学館にあつては副館長、県総合教育センターにあつては副所長とする。ただし、</p>	<p>(管守責任者)</p> <p>第四條 公印を管守する者(以下「管守責任者」という。)は、本庁にあつては総務課長、教育事務所及び埋蔵文化財センターにあつてはその長、学校その他の教育機関(県立図書館、県立美術館、県立博物館、県立考古博物館、県立文学館及び県総合教育センターを除く。)にあつてはその長、県立図書館、県立美術館、県立博物館、県立考古博物館及び県立文学館にあつては副館長、県総合教育センターにあつては副所長とする。ただし、</p>
<p>し、本庁の課長(課に置かれる室長を含む。以下同じ。)印の管守責任者は、本庁の課長の職にある者とする。</p> <p>2 管守責任者に事故があるとき、その事務を代行すべき者の定めがない場合にあつては、管守責任者があらかじめ指定し、教育長に届け出てある職員がその事務を代行する。</p>	<p>し、本庁の課長(課に置かれる室長を含む。以下同じ。)印の管守責任者は、本庁の課長の職にある者とする。</p> <p>2 管守責任者に事故があるとき、その事務を代行すべき者の定めがない場合にあつては、管守責任者があらかじめ指定し、教育長に届け出てある職員がその事務を代行する。</p>
<p>(管守の方法)</p> <p>第五條 管守責任者は、公印を常に鍵のかかる堅固な容器に納めこれを保管しなければならぬ。</p>	<p>(管守の方法)</p> <p>第五條 管守責任者は、公印を常に堅固な容器に納め、執務時間外、週休日及び休日においては、その容器(容器にかぎのある場合は、その相かぎの容器。以下同じ。)に封印(私印をもつてするものとする。以下同じ。)をしておかなければならない。</p>
<p>第六條 略</p> <p>(印影刷込用紙)</p> <p>第七條 所属長は、一定の内容の文書を多数印刷する場合又は公</p>	<p>第六條 略</p> <p>(印影刷込用紙)</p> <p>第六條 所属長は、一定の内容の文書を多数印刷する場合で当該</p>

第一号様式（第3条関係）

公印押印管理簿

公印名	押印数	所属	担当者	文書番号	文書件名	確認印		発送文書確認者		押印者	押印日
						決裁済確認者	確認済確認者	発送文書確認者	発送文書確認者		

第一号様式（第4条関係）
公印使用簿

校閲印	管 責 任 者	担 当	使用 日 年 月 日	課 名 (室)	使用 名 公 印	文 書 件 名	使用 数 箇 所	使 用 者 印	当 直 者 印

印を表示しようとする文書の材質・形状その他の理由により公印を押印することができない場合で、当該文書に公印の印影を印刷し、公印の押印に代えようとするときは、総務課長の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、公印の印影を刷り込んだ文書（以下「印影刷込用紙」という。）を使用するため「印影刷込用紙」を印刷する場合は、所属長は、あらかじめ公印の印影の原版を作成し、その印刷の都度当該原版を印刷業者に貸与するとともに、印刷後には返納させなければならない。

3・4 略

第八条・第九条 略

（保存年限）

第十条 使用しなくなった公印の印影及び印章の保存期限は、左の各号に定めるところによる。

- 一 印影 永久
- 二 印章 一年

2 前項第一号の規定による印影の保存は、公印台帳を保存することにより行う。

文書に公印の印影を印刷し、公印の押印に代えるときは、総務課長の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、公印の印影を刷り込んだ用紙（以下「印影刷込用紙」という。）を使用するため「印影刷込用紙」を印刷する場合は、所属長は、あらかじめ公印の印影の原版を作成し、その印刷の都度当該原版を印刷業者に貸与し、その印刷に立ちあわせなければならない。

3・4 略

第七条・第八条 略

（保存年限）

第九条 使用しなくなった公印の印影及び印章の保存期限は、左の各号に定めるところによる。

- 一 印影 永久
- 二 印章 一年

新	旧
<p>第二号様式 (第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">公印押印紙管理簿</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>注 略</p> <p>第三号様式 (第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">(何)年中公印押印紙受払報告書</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>注 略</p>	<p>第二号様式 (第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">公印押印紙管理簿</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>注 略</p> <p>第三号様式 (第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">(何)年中公印押印紙受払報告書</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>注 略</p>

第五号様式 (第7条関係)						
印影刷込用紙受払簿						
文書の内容		機関名				
年月日	摘要	(A) 受	(B) 使用	(C) 汚損又は書損等	(A)-(B)-(C) 残	備考
		枚	枚	枚	枚	

第五号様式 (第6条関係)						
印影刷込用紙受払簿						
文書の内容		機関名				
年月日	摘要	(A) 受	(B) 使用	(C) 汚損又は書損等	(A)-(B)+(C) 残	備考
		枚	枚	枚	枚	

議案第 15 号

山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び山梨県いじめ防止対策推進法施行条例（平成26年山梨県条例第21号）により、山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員を現在の委員に代えて、別紙のとおり委嘱又は任命する。

提案理由

山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員について、人事異動及び役職の交替に伴い3名の欠員が生じたため、新たに後任者を委嘱又は任命する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について

1 根拠法令等

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び山梨県いじめ防止対策推進法施行条例（平成26年山梨県条例第21号）により設置。

2 職務

いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関として、いじめの防止等のための対策について調査審議する。また、同法第28条第1項の規定により、県立学校の設置者の下に設ける組織を兼ね、県立学校で重大事態が発生した場合には、この組織を調査組織とする。

3 組織

(1) 委員の定数

20人以内

(2) 委員の要件

学識経験のある者及び関係行政機関のうちから教育委員会が委嘱、又は任命する。

(3) 委員の任期

2年

(4) 委員の服務

守秘義務

4 今回の委嘱・任命の理由

山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員について、人事異動及び役職の交替に伴い3名の欠員が生じたため。

任期：前任者の残任期間（平成30年3月31日まで）

議案第 16 号

山梨県図書館協議会委員の委嘱について

図書館法（昭和25年法律第118号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）により、山梨県図書館協議会委員を、現在の委員に代えて新たに委嘱する。

山梨県図書館協議会委員の氏名（別紙）

提案理由

山梨県図書館協議会委員について、委嘱している団体の役員が交替したため、現在の協議会委員に代えて、新たに後任者を委嘱する必要がある。

山梨県図書館協議会委員の委嘱について

1 根拠法令

○ 図書館法（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号）

第二章 公立図書館

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○ 山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年三月二十九日山梨県条例第三号）

第二条

2 教育委員会の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

山梨県図書館協議会

別表第一（第二条、第四条関係）

二 教育委員会の附属機関

附属機関	担 任 事 務	委員の 定 数	委員の要件	委員の 任 期
山梨県 図書館 協議会	図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十四号第二項の規定による山梨県立図書館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務	十五人	一 学校教育の関係者 二 社会教育の関係者 三 家庭教育の向上に資する活動を行う者 四 学識経験のある者	二年

2 今回の変更について

- ・変更理由 委員の辞職に伴う委嘱
- ・新規委嘱委員 2名（委員総数 15名）
- ・任 期 前任者の残任期間（平成30年12月3日まで）

議案第 17 号

山梨県スポーツ推進審議会委員の委嘱・任命について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）により、山梨県スポーツ推進審議会委員を現在の委員に代えて、別紙のとおり委嘱又は任命する。

提案理由

現委員は、平成29年7月17日をもって任期満了となるので、新たに委員を委嘱又は任命する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

山梨県スポーツ推進審議会委員の委嘱・任命について

1 根拠法令等

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）により設置

2 職 務

スポーツ基本法第31条に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項及び同法第35条に規定する事項の調査審議に関する事務

3 組 織

(1) 委員の定数

15人以内

(2) 委員の要件

ア 学識経験のある者

イ 関係行政機関の職員

(3) 委員の任期

2年

4 今回の委嘱・任命について

委嘱・任命理由 2年の任期が終了したため

委嘱・任命委員数 15名

任期 平成29年7月18日～平成31年7月17日